

# 【かしはら元気！！わくわく！！プレミアム商品券】

## 実 施 要 項

橿原市・橿原商工会議所プレミアム商品券事務局

2017. 4. 1

## 平成29年度 「プレミアム商品券」発行事業 実施要項

【発行の目的】 低迷する個人消費を喚起し、消費者の生活支援と消費購買力の流出防止、市内各事業所の売上向上を図り、小規模事業者及び中小小工業者を中心として賑わい創出と併せて地域経済の活性化を図ることを目的とする。

特にこの機会を是非活用して自店の販売促進等の一助となるように支援する。

【対象業種】 小売・卸売、飲食、ホテル、サービス業、建築業

例：食料品・衣服・子供服・履物・雑貨・化粧品・医薬品・書籍類・家電製品・家具・飲食・旅行・レジャー・理美容・リフォーム・その他サービス

【名称】 「かしはら元気！！わくわく！！プレミアム商品券」

【発行者】 檀原市、檀原商工会議所

【プレミアム率】 15%（10,000円で、11,500円分の商品券）

【販売価格】 1冊 10,000円（1,000円券×8枚 500円×7枚）

【購入限度】 1人3冊

【販売総額】 100,000,000円（プレミアム含まず）

【発行総額】 115,000,000円（プレミアム含む）

【販売数量】 10,000冊

【販売対象】 檀原市に居住している方（年齢制限なし）

【利用方法】 取扱店が取扱う商品の購入・サービスの提供等の代金支払に利用

【有効期間】 平成29年9月1日（金）～平成29年12月31日（日）

有効期限を経過した商品券は無効とする。

【店舗区分】 大型店：店舗面積が1,000㎡を超える小売店及び集合店舗

中小店舗等：店舗面積が1000㎡以下の小売店とその他業種

### 【取扱店の登録】

#### ○資格要件

①檀原市内に立地する店舗・事業所があること

②「プレミアム商品券」発行事業実施要項・取扱店募集要項を遵守できること

○参加登録料 檀原商工会議所会員大型店 無料 檀原商工会議所会員中小店舗等 無料

当所非会員大型店 50,000円 当所非会員中小店舗等 30,000円

大型店：店舗面積が1000㎡を超える店舗（集合体も含む）

#### ○対象外事業所

①「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの。

②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの。

- ③後述の【商品券の利用範囲（制限）】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- ④橿原市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けているもの。
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等。
- ⑥役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑦暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- ⑧役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- 登録申請期間 募集開始～平成29年11月30日（木）（土・日・祝祭日を除く）
  - 第1次締切 平成29年5月8日（月）16時まで 商品券購入募集時にチラシ掲載
  - 第2次締切 平成29年7月14日（金）まで 商品券購入引渡時にチラシ掲載
  - 最終締切 平成29年11月30日（木）まで

※7月15日（土）以降の申し込みの場合は、橿原商工会議所ホームページのみの掲載。

- 登録場所 橿原市・橿原商工会議所プレミアム商品券事務局
- 登録方法 「取扱店募集要項」を確認し、「取扱店登録申請書」に所要事項記入の上、登録窓口へ郵送又はFAXにて提出

#### 【商品券の利用範囲（制限）】

- 次に示す内容について商品券の利用は出来ません。
  - ① 商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等 換金性の高いもの
  - ② 株式、先物、宝くじなどの金融商品
  - ③ 事業活動に伴い発生した買掛金、未払金等の支払
  - ④ 国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払
  - ⑤ たばこ
  - ⑥ その他、登録取扱店が指定するもの

## ○注意事項

つり銭は出さない。また、払い戻しはしないこととする。

## 【地域活性化対策】

○登録店（櫃原商工会議所会員のみ）で商品券を利用し、4店舗分（大型店は1店舗まで可能）のスタンプを集め、応募された方の中から抽選で豪華賞品が当たるスタンプラリーを実施する。賞品が当たるチャンスは前期と後期の2回。前期の抽選は、平成29年10月18日（水）・19日（木）に行われる「ビジネスマッチなら かしはらビジネス商談会」（櫃原神宮崇敬会館〔予定〕）にて実施する。後期の抽選は平成30年1月19日（金）【消印有効】までにスタンプラリー用紙を当事務局に郵送された方が対象で、当選者の発表は賞品の発送をもって発表とかえさせていただきます。

○クーポンサイトの開設（櫃原商工会議所会員のみ掲載）

○前期抽選参加券

前期の抽選にて商品券に付いている参加券（1冊につき1枚）を前期の抽選に持参すると豪華賞品が当たる抽選会に参加できます。前期の抽選は、平成29年10月18日（水）・19日（木）に行われる「ビジネスマッチなら かしはらビジネス商談会」（櫃原神宮崇敬会館〔予定〕）にて実施する。

## 【商品券の換金】

○換金手数料 店舗面積が 500㎡ 超える店舗：商品券額面金額の2%

○換金場所 櫃原市・櫃原商工会議所プレミアム商品券事務局（櫃原商工会議所内）

○換金請求期間

平成29年9月11日（月）～平成30年1月19日（金）

（土・日・祝祭日、年末年始 12月29日～1月3日を除く）

- ① 商品券の換金は、取扱店以外は一切出来ない。
- ② 取扱店が回収した商品券は、裏面に事業所名を記入または押印し「取扱店登録証」を提示の上「換金申請書」を添えて換金窓口に提出する。
- ③ 換金窓口では商品券の確認を行い、換金金額が10万円未満の場合は小切手を渡し、10万円以上の場合は決められた期日に予め届けられた金融機関の口座に振り込む。その際の振込手数料は事業所負担とする。ただし、櫃原商工会議所会員は無料とする。

## 【取扱店の責務】

- ① 商品券を受け取った取扱店は、再流通を防止するため裏面の指定欄に取扱店名を記入（押印）する。
- ② 商品券が偽造であったり、不正に使用されていることが明らかな券の受け取りは拒否すること、また、その際速やかにその事実を櫃原商工会議所及び警察に報告すること。

- ③ 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと。
- ④ 回収した商品券を、回収に回さずに他の取扱店で使用しないこと。
- ⑤ その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

**【取扱店の表示等】**

取扱店は、店頭・店先等に取扱店表示ポスター等を必ず掲示し、消費者に周知する。

**【注意事項】**

○偽造商品券

取扱店は、消費者から商品券を受け取る際、偽造されたものでないかを確認する。（商品券には偽造対策を施している。）

○個人情報

- ①登録申請時に提出された個人情報は、商品券発行に係る事務処理のため発行者に提供することとする。
- ②発行者は、提供された個人情報を本事業以外の用途に使用しない。

**【その他事項】**

- ①平成29年度「プレミアム商品券」発行事業実施要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、橿原市・橿原商工会議所プレミアム商品券事務局がその対応を決定する。
- ②取扱店の情報（店舗名、所在地、電話番号、業種、利用者への特典等）は、「プレミアム商品券取扱店一覧」としてチラシ、橿原商工会議所ホームページ等で広報する。

**【お問合せ先】** 橿原市・橿原商工会議所プレミアム商品券事務局

（平成29年4月1日～平成30年2月28日）

平日 9:00～17:00（土・日・祝祭日、年末年始 12月29日～1月3日を除く）

〒634-0063 奈良県橿原市久米町652番地の2

TEL：0744-47-2333

Fax：0744-28-4430

ホームページ [（http://kashihara-cci.or.jp）](http://kashihara-cci.or.jp)